

令和 3 年 3 月

(第 2 回)

京都府教育委員会會議録

1 開 会 令和3年3月10日 午前10時15分
閉 会 令和3年3月10日 午前12時10分

2 出席委員等

橋本教育長 小畠委員 千 委員

安岡委員 藤本委員 鈴鹿委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前川 教育次長 大路 管理部長

山口 指導部長 安達 管理部理事

石澤 総務企画課長 平野 管理課長

仲井 教職員人事課長 栗山 学校教育課長

村田 高校教育課長 片山 社会教育課長

常田 保健体育課参事 丸川 図書館長

下村 総務企画課主幹兼係長 岡 総務企画課副主査

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

2月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 京都府立向日が丘支援学校改築工事基本設計の概要について

【平野管理課長の報告】

○ この度、京都府立向日が丘支援学校の改築工事に関する基本設計ができたため、同設計の概要について報告する。

業務名は京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計委託業務、受注者は株式会社内藤建築事務所、契約金額は1億9,228万円、契約期間は令和2年7月7日から令和4年2月15日までの間で、基本設計図書は、令和3年3月1日に納品されている。

この基本設計は、建築物のおおまかな方針、コンセプトについて設計するもので、主に改築後の建物配置、建物内の教室配置、連携する長岡京市共生型福祉施設に提供可能な敷地範囲の明示している。

次に、建物の配置計画についてであるが、まず進入路は、赤色で記載しているが、南東側の通路は既存のもので、それに加えて南西側の進入路を長岡京市が計画されている。その新たな道路の先に長岡京市共生型福祉施設が配置される。

学校の敷地面積約2万8,000m²、うち約5,300m²を共生型福祉施設として譲渡する計画である。

長岡京市で計画されている共生型福祉施設については、老人福祉センター、障害者の入所支援施設であるグループホーム等の地域生活支援拠点、乙訓圏域で生活する障害児やその家族に対する放課後デイサービス等の児童発達支援センターが設置される予定である。

この隣接する共生型福祉施設は、向日が丘支援学校の子どもたちにとって、一番身近な地域社会となり、支援学校と共生型福祉施設をゆるやかにつなぐため、共生型福祉施設との中間に共有ゾーン、みんなの広場を設け、この広場を活用して各種の協働活動ができるよう計画している。

配置図の中心の四角い囲みが校舎敷地で、延べ面積約1万3,130m²、鉄筋コンクリート2階建てを基調に一部3階建ての低層の建物を計画している。

校舎は、1階フロアが大きいため3箇所に吹き抜けの中庭を設け、採光、通風を確保し、明るくて開放的な空間としている。

校舎南東側が、スクールバスのプラットホームで、生徒入口、玄関となり、生徒入口から建物南側を進み、中央部分にソーシャルプラザ玄関を設ける。

こちらは、建物内部に就労関係の実習室を設けており、共生型福祉施設に面

して、社会とのつながりを意識する入口となっている。

建物1階に体育館、屋上にプールを配置する。体育館やプールの専用入口を設け、地域に開放できる地域入口とする。図面では、建物の北側中央部がプールの地域入口、建物の南東側が体育館の地域入口となっている。

また、校舎西側に150mトラックのグラウンドを配置する。

1階は、南東側がバスターミナル、生徒入口で、昇降口、玄関ホールとなり、玄関ホールの北西側がウエルカムギャラリーである。

昇降口には吹き抜けを設け、明るく開放的な空間としており、玄関ホールから西に進み、図書室・文化交流室の角を北に進むと学校の中心となるランチルームにつながる。

この動線を、まなびモールと称し、4.5から5メートルの広い廊下でつないでいる。

図面中央のランチルームを中心に、北西側が小学部、北東側が中学部、南側が高等部で、それぞれの学部の中心に中庭を設け、その中庭に面して教室を配置する。

図面の北東側が、ことば、からだ、自立といった障害種別に合わせた学習室、図面の南東が就労関係の実習室群のソーシャルプラザ、中央西側が体育館となっている。

体育館については、既存の特別支援学校の体育館より広く、車いすバスケットのコートが取れる大きさで計画し、様々な障害者スポーツに対応できるようにしている。体育館にO Pと記入しているが、これはおしゃべりポケットという小空間で、コミュニケーションを生み出すちょっとしたスペースである。

2階には、フロアの中心にI C T環境を身近に感じ、探究心を高めるメディアセンターを配置する。

教室の配置は、1階と同じで、中庭を中心に回廊型に教室を配置し、小学部、中学部、高等部を有機的につなげて自然な交流を促す計画としている。

また、図面の北東側に音楽、美術、家庭科といった特別教室を集約する。

図面の南側には、150名程度収容できる職員室を配置し、その近くに職員更衣室や会議室を集約する。

図面の中央南側にある体育館のアリーナについては、障害者スポーツの振興を視野に入れた「見る・見られるアリーナ」とし、競技を観覧できるスペースを確保する。

また、一時避難場所を図面の中央東側、南側のフラットな屋上に設ける。これは、災害時に落ち着いて行動できるよう、一時的に安全な屋上に水平移動し、学校周辺の安全状況を把握した上で、屋外階段や滑り台を使用して地上に避難する。また、階段を使用しての避難が困難な児童、生徒については、その場所で救助を待つことができるよう計画している。

3階には、図面の南側に生活実習室を集めし、図面の北側に屋外プールと水治療用室内温水プールを配置する。

生活実習室は、児童生徒の集団生活体験、一人暮らし体験ができる実習室で、教室等の学習の場と離れた3階に配置することで、学校ではなく、日常生活の空間を意識できるよう計画している。ワンルーム型と集団型があり、卒業後のアパートやグループホーム、修学旅行先のホテル等をイメージして、ホテルライクな設えとし、フロントでの対応など実社会での生活をシミュレーションで

きるよう計画している。

最後に、イメージ図について、左上が校舎の外観イメージ図で、長岡京市の景観条例に基づいた勾配屋根で、地域の景観に配慮した建物となっている。

左下が昇降口のイメージ図で、吹き抜けを設け、明るく開放的な空間としている。

中央上が体育館の2階で、アリーナでの競技を観覧できるスペースを確保する。

中央下が、昇降口に近接して、児童、生徒の作品等を展示し、創作意欲を高め、外から訪れる人が学習の成果を感じることができるウエルカムギャラリーである。中央部にテラスと吹き抜けの中庭が見えている。

右上が、3階の生活実習室の入り口で、ホテルのフロントをイメージさせるものとなっている。

右下が、ソーシャルプラザからランチルームに向かって、まなびモールを見たところである。

この内容については、案の段階で向日が丘支援学校の教職員には1月28日に、PTAには役員会で2月25日に説明し、御意見もいただいている

この基本設計やいただいた御意見を踏まえ、今後、部屋のしつらえ、家具や棚の位置や大きさ、水の使用の有無等、施設を使用する教職員の意見を聞きながら、実際に工事を実施するための詳細な設計である実施設計を契約期限の令和4年2月15日までに作成する。

【質疑応答】

○ 安岡委員

非常に素晴らしい設計で良い建物ができると感じた。

体育館やプールが地域に解放されることだが、警備はどうするのか。

○ 平野管理課長

警備関係は、詳細な設計で決めていくことになるが、カメラの設置、植栽等を活用した意識的に侵入しにくいスペースを設けるほか、日常的には機械警備を委託する予定であり、そうした方法により児童生徒等の安全安心を確保する方針である。

○ 藤本委員

報告の最後にもあったが、現場の教職員の意見をしっかりと反映していただきたい。

この基本設計の費用は、全体の総工費の何割ぐらいを占めているのか。

○ 平野管理課長

基本設計費は約2億円で、総工費約50億円の約4%である。

○ 小畠委員

PTAや教職員の意見を取り入れ、非常に素晴らしい設計ができたと感じるが、地域の意見も聞いているのか。

○ 平野管理課長

地域の方には、構想の段階で意見を伺っている。

○ 小畠委員

各意見が、この基本設計にどのように反映されているか、また、どのような意見があったのか。

○ 平野管理課長

基本設計自体に意見を反映させたところはないが、代表的な意見としては、職員駐車場をもっと増やしてほしい、公共交通の利便性が悪く、路線バスの増便を要望してほしい、学校内の備品を充実させてほしいなどがあり、備品の充実については、実施設計で反映させる予定である。

イ 「教職員の働き方改革実行計画」の改定について

【安達管理部理事の報告】

○ 「教職員の働き方改革実行計画」について、現行の計画は、平成29年度の調査で京都府の教員の勤務実態が全国的に見ても厳しい状況にあったことから平成30年3月に策定したもので、この間、総合的な取組を実施してきたところであるが、資料1頁の【参考】に示したとおり、計画期間の経過後もなお取組を継続する必要があるため、第2期京都府教育振興プランも踏まえ、所要の改定を行ったところであり、その計画の概要について報告する。

取組方針については、基本となる8つの柱は継承し、具体的な取組に同振興プラン等を踏まえた内容を盛り込んだ。

評価指標については、平成29年度調査を基準に、時間外勤務の上限月45時間を踏まえた目標など、客観的に計測可能な指標を設定する。

計画期間については、勤務時間の上限に関する方針と期間を統一する必要があり、令和5年度までの3年間とする。

取組方針には、同振興プランに掲げられた方策等を踏まえ、計画期間3年間に優先的に取り組む内容を記載しているが、ポイントとなる新しい取組をピックアップして説明する。

同振興プランで、ICTの積極的な活用が共通アプローチとされたことを踏まえ、新たに「ICT教育の推進に係る支援体制整備」を掲げたほか、「ICTを活用した業務の効率化」も盛り込んでいる。

部活動が依然として時間外勤務の大きな要素である中、取組を更に進め、新たに「部活動の地域連携・移行の推進」を掲げている。

残業を原則月45時間以内とするなど、「上限時間の遵守に向けた取組」を新たに明記した。

働き方改革は家庭や地域との役割分担や連携・協働も重要であり、「地域とともにある学校づくりの推進」として、コミュニティ・スクールの導入などを進めていく。

評価指標では、3つの目標指標を設定している。

「教員の時間外勤務を縮減」と「教員の休日の部活動指導を縮減」は、同振興プランの目標指標と同じで、平成29年度調査結果に対する縮減率を設定し、段階的に取り組んでいく。

「1校1項目以上業務改善を実施」は、100%実施を達成しているが、引き続き取り組むために掲げている。

本計画については、3月16日の文化・教育常任委員会で報告予定である。

【質疑応答】

○ 小畠委員

勤務管理を適正に行い、教員の仕事をブラックからホワイトにしなければ、教員を志望する若手等からも魅力ある仕事と捉えられないようになる。教員が魅力ある仕事と捉えられ、将来に向け、しっかりとした教育ができるようにするためには、時間外勤務時間縮減に向けた業務の効率化の具体化したビジョンを示していく必要があると思う。数値目標を示すだけでは、目標達成はできないと思う。

○ 安達管理部理事

時間外勤務や休日の部活動指導の縮減を遵守する取組として、45%縮減という厳しい目標数値を設定しつつ、御指摘のような視点はしっかりと持って参りたい。

働き方改革をめぐる中教審の議論においても、こうした視点が出ており、教員が本来全力で取り組む教育課程の実施の部分、また、生徒の成長や人間性の育成につながる部分はしっかりと教員に担ってもらう一方、その他の教育をめぐる数々の課題については、スクールカウンセラーや学び生活アドバイザーを活用するほか、部活動に関しては、部活動指導員や外部人材を積極的に活用するなど、チームとしての学校運営というものをこれまで以上に意識して取り組んでいかなければならないと思っている。

こうした取組には、地域の理解が必要であり、広い意味で地域とともにある学校ということで、地域の力も借りながら、取組を地道に進めて参りたい。

○ 鈴鹿委員

残業を減らすのはもちろんであるが、その削減する部分がどこであるかが大事である。教育や生徒の心のケアの部分で時間を削るとなれば、本末転倒であるため、しっかりと取捨選択することが大切となる。

その中で、地域へ協力を求めるることは当然であるが、これだけの時間外勤務を縮減しようとすれば、相当の予算が必要になると思う。

例えば、事務的な仕事はアウトソースする必要もあるのではないか。教員をしている友人によれば、負担となっている残業の中には、発表会や運動会等の前日における準備や単純作業など、教員以外でもできる仕事が多いと話していた。私立学校であれば、こうした仕事は外部委託していることが多い。

このような形で予算を使っていくように考えていかなければ、これだけの厳しい目標の達成は難しく、削減されなければならない仕事が誤って削減されないかを危惧する。

以前に女性教員が責任ある仕事に就くのを辞退されるという話が出ていたが、このような方法によって残業を減らしていくには、育児を行っている教員が責任ある仕事に就くことを辞退するというようなことはなくなり、人事においてもプラスにつながっていくと思う。

○ 千委員

実行計画には、学校業務の更なる改善の推進、点検・評価等が挙げられているが、改善等を行った上で残業時間を縮減するのが普通ではないか。

これもあれもしながら、残業を減らせというのは難しいのではないか。こうした仕事は教員が行わなくてもよいと示した上で取り組まなければ、いつまで経っても平行線になるような気がする。

○ 安岡委員

私も皆さんと同じ意見である。コロナ禍の経験等も踏まえ、これを機に大胆

な改革というものが必要な時期に来ているのではないかと思う。その辺のところを考え、働き方改革の取組を強力に推進していただきたい。

○ 藤本委員

私も皆さんの意見に賛同する。担当の方も非常に難しい課題であるという認識は重々お持ちと思うが、調査に基づくいろんな数値目標で、現場が情熱や意欲を失えば意味がない。

現場の声を今まで以上に聞き、どのようにすれば、教員が仕事、授業にもっと向き合えるか、また、何が障害となっているのかを考えて、現場に寄り添い、この実行計画を推進することが、教育の質を担保することと働き方改革のバランスを取る上で、大事なキーポイントとなると思うので、是非、よろしくお願いしたい。

○ 橋本教育長

貴重な御意見ありがとうございます。

時間外勤務等をこれだけ縮減するのは、かなり難しいことである。

その前提として、御意見のとおり、仕事を切り分け、教員が当たるべき業務というものを明確にして、その他については、外部あるいは現在も取り組んでいるスクールサポートスタッフ等に任せることは効果的であると認識している。

こうした取組は、今はコロナ禍での対応策としての割合が強いが、これからも引き続き行っていくことが大事と思っている。

どう見直すかということでは、コロナ禍で学校行事もかなり見直したところが多く、例えば、運動会の準備にどれだけの時間使っているのかという話もあり、こうしたことを簡素化していくことも大事と思っている。

一方、教職員の意識に関する御意見もあったが、実は業務の切り分け一つを取っても、教員が手放したくないという意識も根強くある。

働き方改革について、中央教育審議会で議論したとき、献身的な努力というのが日本の教育の伝統であり、それが良さでもりながら、それが過度になって、働きすぎのような事態を招いたという意見もあった。

そういう意味では、並行して意識も変えていく努力も必要ではないかと思っている。

いずれにしても、総合的な取組により、その中でも、御意見のとおり、仕事をそのものを減らしていくようにすることが非常に大事だと認識している。

こうしたことを踏まえ、総合的に取組を進めていきたいと思っている。

ウ 令和3年度「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」について

【栗山学校教育課長の報告】

○ 学校教育の重点は、京都府教育振興プランに示された基本理念を実現するために学校や地域社会などの教育現場において、年度ごとに重点的に取り組むべき事項として、毎年策定しているものである。本年3月3日に第2期京都府教育振興プランが議決されたことから、今回、お示しする令和3年度「学校教育の重点」もそれを反映したものである。

表紙には、同振興プランに掲載の京都府教育委員会の「目指す人間像」と子

どもたちの学習活動の様子を写した6枚の写真を載せている。同振興プランでは、目指す人間像の実現のために、6つの推進方策が示されていることから、写真是各推進方策と関連する写真を1枚ずつ選定した。

なお、表紙の右下には、学校教育の重点のすべての情報をスマートフォン等で取得できるよう、二次元コードを記載している。

次に、表紙をめくっていただき、左の面の上段には、学校教育の重点の策定の趣旨を掲載するとともに、同振興プランに記載の教育の基本理念、施策推進の視点、6つの推進方策を図式化して表記している。

また、同振興プランででは、6つの推進方策のいずれにも、ICTを積極的に活用することが具体的な取組として示されていることから、この図にもそれを反映させている。

この面の下段は、各学校がこれまで以上に、学校教育の重点を学校運営に活かすことができるよう、その具体的なアイデアを5点にわたり掲載している。

内側の4面の左の3面は、同振興プランにおける「6つの推進方策と今後取り組むべき26の項目」について、教育現場が令和3年度に重点的に取り組む内容を示している。具体的には、白丸で表す内容であるが、これらは、新しい学習指導要領や同振興プランあるいは本年1月26日の中央教育審議会答申を踏まえたものとしている。

学校や地域社会がこれらに取り組むことより、めまぐるしく変化していく社会において、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人へと子どもたちの成長を促している。

なお、推進方策6の下に、推進方策1から6に関係する各種ハンドブック等の一覧が閲覧できるよう、二次元コードを記載している。

次に、内側の4面の右側の「保育・学習指導の重点」のページについて、このページでは、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえて教育課程を編成することと各校種等の教育課程で重視する項目を掲載している。令和3年度の特徴としては、小学校から特別支援学校に至るまで、共通する項目としてICT活用の推進を示している。

それでは、内側の面を折っていただき、「令和3年度に目指す学びの深化・転換」というタイトルが付いているページについて、このページでは、令和3年度に目指す児童生徒の学びを上下2段にわたって示している。

上段では、平成31年度版より京都府が目指す教育の方向性としている「認知能力と非認知能力を一体的にぐくむ教育の展開」に関わるイメージ図や説明文を掲載している。

学校教育においては、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりを行うなどして、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」といった資質・能力をバランスよく育成し、引き続き、認知能力と非認知能力の一体的な育成を推進していく。

下の段の図は、令和3年度において、「学校教育の質の向上に向けたICTの積極的な活用」が新たな教育の方向性であることを示すものである。この図は、京都府におけるICTの活用の方向性として、「個別最適な学びの充実」「協働的な学びの充実」「データの活用・分析」「学びとつながりの保障」を掲げ、それぞれに子どもたちの学びを充実・支援する具体例を示している。

なお、この図は、ICTの活用に関わる保護者や地域向けの説明会でそのま

ま活用していただけるようにしている。

次に、「裏表紙について、「すべての子どもが未来の扉を開くための教育環境づくり」というタイトルが付いているページについてである。

上段では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けてのイメージ図と説明文を掲載している。社会に開かれた教育課程の実現と子どもを包む込む持続可能な地域づくりに向けて、社会総がかりで次代の子どもをはぐくむことを示すものであり、「学校教育の重点」と「社会教育を推進するため」の両方に共通して用いることとしている。

下段では、子どもが安心して学ぶことができる教育環境づくりのために、いじめの問題への対応、不登校児童生徒への対応など、令和3年度に取り組むべき主な課題とそれぞれに特に留意すべき事項を記載している。

また、そのためのアプローチとして、「魅力ある学校づくり」「早期発見・早期対応」など4つを掲げ、図の中に矢印をつけて表している。これらのアプローチは、いじめの問題等に限らず、様々な生徒指導上の課題においても適用できるものであり、子どもが安心して楽しく通える教育環境づくりに向けての重要な視点として位置付けている。

本紙については、全体の色合いや文字やイラストの配置などについて、より見やすいもとなるよう、印刷業者と最終調整を行うこととしている。

【片山社会教育課長の報告】

- 令和3年度「社会教育を推進するために」について説明する。

策定の趣旨について、「学校教育の重点」と共通のA4資料に記載のとおり、「第2期京都府教育振興プラン」にある京都府の教育の基本理念実現に向けて、令和2年度の社会教育における取組の成果と課題を踏まえ、京都府の社会教育の方向性についてとりまとめ、目標や年度毎の具体的対応などを社会教育関係者並びに学校教育関係者に示すものとして策定した。

表紙については、これまで、前年度に取り組んだ代表的な9つの社会教育事業の写真を掲載していたが、今回、第2期振興プランが策定されたことを受けて、プランの基本理念の概念図をイメージし、社会教育事業の中から、学校、家庭、地域と連携・協働して取り組んでいる事業で、活動の様子がよく伝わる写真を3点に絞って掲載し、表紙デザインの一新を行った。

続いて、ページを開いた左側のページには、生涯学習社会の実現に向けた京都府の社会教育について、イメージ図とともに掲載している。

まずは、冒頭のリード文で、新たに、今年度、新型コロナ感染症の影響で前半の社会教育事業が思うように実施できなかつたことを受けて、今後、感染症を原因とすること、また、自然災害など様々な理由で事業の実施が困難な状況となつても学びを止めない意志を示す表現を追加した。

その下のイメージ図は、「生涯学習の振興」「家庭の教育力の向上」「地域社会の教育力の向上」「人権教育の推進」の基本的な柱と、現代的課題に対応した「子どもへの支援の充実」更には、それらを包み込む形の「人がつながる地域づくり」の関連を示している。

社会教育の目標が図の最上部にある「生涯学習社会の実現」で、冒頭のリード文にもあるが、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指し

ている。

そのために、青文字で表している「生涯学習の振興」に努め、この生涯学習の振興に向けて、「家庭」と「学校」が繋がりを持ちながら、地域の教育力を支えに、一体になった取組を展開するイメージを表現している。

さらにその中央には、「子どもへの支援の充実」をあげており、「家庭」「学校」「地域社会」のすべてに係るものとして重なる位置に表記している。

そして、すべての活動・取組のベースとなるのが、人権という普遍的な文化の構築であるので、「人権教育の推進」を土台に置き、下支えをする図になっている。

また、これらのこと全てを包み込む形の「人がつながる地域づくり」について、その内容を右側のページに、イメージ図として掲載している。

未来につながる魅力ある地域づくりのために、学校、地域住民、市町村教育委員会、社会教育団体などが協力し、学びの場・活動の場を充実させることが木の幹となり、その活動を支える、活動の啓発や指導者の育成、情報提供により、活動が充実したものになるよう、府教育委員会が木を支える根となり、支援していくことを表している。

幅広い世代が主体的に参画し、つながることにより、地域の活性化・主体的な学びや活動が充実し、持続可能な魅力ある地域となることを意図している。

この、人がつながる地域づくりを進めることによって、生涯学習社会が実現するものと考えている。この間、右側の社会教育のイメージ図との関連がわかりにくいとの御意見をいただいたので、イメージ図下部の注釈文を追加し、社会教育が目指す生涯学習社会の実現に向けて「人がつながる地域づくり」が重要な役割を担うことを示している。

次に、中面の4ページについて、こちらには、先ほど、イメージ図で説明しました、社会教育を推進する5本柱について、目標と達成のための具体的対応について記載している。

最後に、全体を通して、活動の様子を伝えるため、感染症対策を講じつつも創意工夫の上で社会教育活動が実施されている様子の写真を選び、掲載している。

なお、本誌の2次元コードは別紙資料にあるように、表紙のものは社会教育課ホームページの「社会教育を推進するために」のPDFにつながり、社会教育のイメージ図下部のものは活動実践事例が見られるページにリンクしている。

作成後は、社会教育関係者及び公立学校教職員全員と幼稚園、保育所、こども園や私立の幼稚園にも配付し、京都府の社会教育への理解を図り、より幅広い世代からの主体的な参画を目指していきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畠委員

この学校教育の重点は、出来上がった京都府の教育振興プランの初年度にやることだと認識している。10年間でやるべき計画が教育振興プランであって、1年目でどんなことをして、2年目では1年目を踏まえてどんなことをして、3年目では次どうするかという全体像みたいなものを少し見せることはで

きないのかと思う。例えば現場の先生がこの学校教育の重点を見たときに教育振興プランとの関係性がわかりにくいのではないか。

○ 栗山学校教育課長

学校教育の重点は全教職員に配布するもので毎年度作成している。学校教育の重点は、教職員が見たときに、どういうふうにそれを実行していくかという書きぶりにしている点に特徴がある。10年間の振興プランとの関係においてどう毎年度の学校教育の重点を意識していくかということを、見える化していく必要があり、しっかりと周知していく必要がある。当然指導主事を集めた会議などで説明しているが、様々な工夫をしながら、何よりも学校現場に、政策の全体像と実行の段階の程度が伝わるようにしたい。

○ 藤本委員

重点と言うならもう少し絞り込んでもいいのではないか。現場の先生がこれを見たときに多いという感覚になるかもしれない。各学校の重点は3つ4つだと思う。これをどう活用されるかが大事であり工夫が必要である。

○ 栗山学校教育課長

府の重点を踏まえた上で、市町や学校の地域性や実情に応じた重点を考えてもらう必要がある。市町や学校に働きかけていきたい。

○ 小畠委員

高齢化社会になっていくと生涯教育やリカレント教育などが大事になってくると思うが、そういうことがあまり書かれていないと思う。教育行政というより産業政策という気もするが、首長部局の産業系の部署でやってもらうのか、それとも教育委員会としても考えていこうというのか、どういう方向性なのか。

○ 片山社会教育課長

社会教育では、特に人がつながる地域づくりというあたりに力を入れて今後取り組んでいこうと考えている。その中でも地元の高齢の方に活躍いただいて、地域に魅力のあるものを作っていく。そのため地域学校協働活動など色々な形をとっているが、改めて他部局やNPOとも連携をしながら活動を進めていきたいと考えている。

○ 橋本教育長

生涯学習の法律ができたとき、知事部局が生涯学習を所管することになった。大学政策や産業政策などでもリカレント的なことを人材育成に結びつけて取り組んでいる。一方、社会教育でも社会教育施設での生涯学習的な講座をするなど、一部オーバーラップしているという認識である。

エ 府立図書館サービス計画について

【片山社会教育課長の報告】

○ 京都府立図書館サービス計画（案）について説明する。

策定経過については、平成28年3月に策定した現行のサービス計画が今年度末で終了するため、これまでの成果と課題を踏まえ、さらなる府民サービスの向上を図るために今後5年間の新たなサービス計画を策定するものである。

計画の位置づけについては、図書館法第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」における「図書館の事業の実施等に関する基本的

な運営の方針を策定する」との定めにより策定をしているものである。

計画期間は令和3年度から7年度までの5年間としている。

計画案のポイントとして、理念については現行のサービス計画を基本的に踏襲している。市町村立図書館・読書施設、学校図書館への支援、府民の調査研究支援を重要な柱として位置付け、3つの基本方針とそれを具体化するための17の取組項目を記載している。

次に三本柱に基づく「主な取組」について、まず、(1)大学等様々な機関と連携した取組の推進について、「3学校教育の充実」として大学や企業と連携して全ての府立学校の蔵書がインターネットを通じて検索し相互貸借することができる取組の推進。「13知的な交流の場」の活用として大学と連携して大学生による「図書館応援チーム(仮称)」が企画・実施する取組の推進。「16大学等研究機関、文化施設等と連携した取組の推進」として、当館正面が京都市京セラ美術館、南隣が京都国立近代美術館という立地を最大限活用し、岡崎エリアの文化施設等と連携して、様々な企画や事業を実施し府立図書館の魅力を発信する取組の推進について記載している。

次に、(2)情報機器の普及に対応する取組について、「7各種電子サービス等デジタル環境の整備」として閲覧室にWi-Fi環境を整備するなど調査研究に役立つ取組の推進。「10オンラインサービスの充実」として電子書籍をスマートフォン等情報通信機器により利用できる取組の推進。「14府立図書館の見える化の推進」として利用案内や調べ方案内のオープンデータでの提供の推進について記載している。

最後に(3)非常時における取組等の強化について、昨年から猛威を振るい続ける新型コロナウイルス感染症や近年毎年繰り返される自然災害への経験を踏まえた内容であり、「2市町村立図書館への支援」として市町村立図書館等のニーズを踏まえた職員が参加しやすい研修(オンラインを含む)の推進。

「10オンラインサービスの充実」としてインターネット等による府立図書館カードの作成や図書の郵送貸出の取組を推進。電話やインターネット等によるレンタルサービスや図書の複写サービスの取組の推進について記載している。

最後に、新しいサービス計画に掲げる「主な評価指標」について、今回の計画において数値的に成果を把握することが適当と考えられる「年間貸出冊数」や「年間レンタル数」など7項目を挙げております。

【質疑応答】

○ 小畠委員

先日スクールミーティングで図書館を訪れたが、閲覧室もきれいでバックヤードにはしっかりした設備があり、それを支える職員もしっかりとしていると感じた。

来館者数は減っているし、新規登録者も減っている。少子高齢化とデジタル社会の中で図書館の役割も変わってきている。図書館に行かないと見られないもの、図書館としてどういうものを蔵書するのか、時代の変化に合わせて対応する必要がある。

コロナ禍での子どもたちへの読書の機会の提供や、障害のある人や生活困窮

家庭の子どもに対する支援もされている。そういう事は公立図書館の非常に重要なミッションになると思う。府立図書館にしかないものを増やしていくと魅力ある図書館になるのではないか。

○ 丸川図書館長

図書館は本を貸すだけの取組しかしてこなかったが、色々なところで子どもに本を読んでもらうにはどうすればいいか検討し、フリースクールへの貸し出しなどを始めた。予算は限られているが、京都府の教育振興プランの理念にそって京都府ならでは取組を進めていきたい。

○ 藤本委員

府立図書館の取組を広報することも大事ではないか。直接来館してもらうことも大事だが、リモートでも検索できることなどを広報することも大事だと思う。

○ 丸川図書館長

府立図書館の見える化も大事であると思う。SNS を活用したり大学と連携したりしながら進めていきたい。少しあわかりにくいかも知れないが、計画の 17 の項目の中にそういう視点は入っている。

○ 千委員

外観が立派すぎるので入りにくいのかもしれない。もっと入りやすくする工夫があってもいいのではないか。

○ 丸川図書館長

検討していきたい。

○ 鈴鹿委員

わたしもそう感じていた。近くを散歩することはあっても図書館に入ったことがない。もっと入りやすくなればいいと思う。また、図書館は静かなイメージがあるので、小さい子どもを連れていると余計に入りにくい。月に 1 回でもうるさくしてもいい日があると子どもを連れて入りやすくなると思う。

オ 教育職員免許状の取上げに係る聴聞について【非公開】

(4) 議決事項

ア 第 5 号議案 博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

イ 第 6 号議案 指定文化財ならびにこれらに準ずる諸施設等、設計監督受託に関する取扱規程の一部を改正する告示の制定について

【石澤総務企画課長の説明】（ア、イを一括）

○ 現在、国において押印の見直しが進められおり、報道では、行政手続きの 9 割の押印が廃止をされるという動きがある。

こうした動きに連動して、京都府教育委員会においても、押印の見直しの手続きを進めていた。

第 5 号議案は、博物館の登録に関する規則であるが、その他の規則全体で 9

本の規則を一括で改正するという内容である。

第6号議案は、規程という形で告示をしていたものを改正するものである。

いずれの内容も、様式中の印の文字を削除するという形式的な改正である。

こういった見直しを踏まえて更なる府民サービスの向上を進めていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

ウ 第7号議案 教育職員免許状の取上げ処分について【非公開】

〔原案どおり可決〕

エ 第8号議案 京都府教科用図書選定審議会委員の委嘱について【非公開】

〔原案どおり可決〕

オ 第9号議案 京都府産業教育審議会委員の委嘱について【非公開】

〔原案どおり可決〕

カ 第10号議案 京都府社会教育委員の委嘱について【非公開】

〔原案どおり可決〕

キ 第11号議案 京都府立図書館協議会委員の委嘱について【非公開】

〔原案どおり可決〕

ク 第12号議案 京都府スポーツ推進審議会委員の委嘱について【非公開】

〔原案どおり可決〕

ケ 第13号議案 令和3年度府立学校長・副校長の人事異動について【非公開】

〔原案どおり可決〕

コ 第14号議案 教育委員会事務局管理職の人事異動について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第1号)

報告事項オ、議決事項ウからコまでについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告